

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 8 年 10 月 23 日受付分)

特定非営利活動法人ひといとむすび

縦覧期間

令和 8 年 10 月 23 日 (金) から
令和 8 年 11 月 6 日 (金) まで

特定非営利活動法人ひといとむすび定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひといとむすびという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県佐用郡佐用町佐用1282番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ひきこもりや無職・無業状態、孤立や経済的困窮など、生きづらさを抱える人々とそのご家族に対して、相談支援、保護者への支援、丁寧な自己理解に基づく就労・社会参加への伴走支援に関する事業を行い、誰もが排除されることなく、地域や社会の中で自分らしい「出番」と「役割」を持てる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ひきこもり状態にある者およびその家族等に対する相談支援事業
- (2) 若者その他の生きづらさを抱える者に対する就労支援、職業準備支援及び社会参加支援事業
- (3) ひきこもり状態にある者を支援する者を養成する研修・助言等のスキルアップ事業
- (4) ひきこもり状態の者が自立するまでの伴走支援事業
- (5) 関係機関との連携および協働による支援体制の構築事業
- (6) 生きづらさを抱える者の支援に関する調査研究および啓発事業
- (7) 法に基づく指定障害福祉サービス事業
- (8) 法に基づく地域生活支援事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（委任状・書面表決を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項

- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち国若しくは地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 谷口 慎一郎

副理事長 都出 恵

理事	高原 秀樹
理事	宮浦 義樹
理事	小久保 理絵
監事	八幡 峻平

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10（2028）年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	10,000円	50,000円
② 年会費	10,000円	30,000円

(2) 賛助会員		
① 入会金	10,000円	30,000円
② 年会費	5,000円	15,000円

役員名簿

特定非営利活動法人ひといとむすび

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	タニグチシンイチロウ		有
	谷口 慎一郎		
副理事長	トイデ メグミ		無
	都出 恵		
理事	タカハラ ヒデキ		無
	高原 秀樹		
理事	ミヤウラ ヨシキ		無
	宮浦 義樹		
理事	コクボ リエ		無
	小久保 理絵		
監事	ヤハタ シュンペイ		有
	八幡 峻平		

設立趣意書

1 趣旨

現代社会において、ひきこもり状態の方や無業者、孤立や経済的困窮といった生きづらさを抱える人々とそのご家族は少なくありません。特に、ひきこもり状態の方を抱える家庭では「親子の会話がなくなり、どう接してよいかわからない」「腫れ物に触るような関係になっている」といった親子関係の機能不全や孤立が深く進行しているケースが多く見られます。また、過去の体験や経験不足から「働くことが怖い」と一步を踏み出せずにいる方や、働くための十分な準備期間と丁寧な伴走を必要としている方、自尊心や周囲の目を意識するあまり SOS を出せずにいる方も存在します。

世の中には、社会の成長や経済を牽引する熱意と将来への希望に満ちた華やかな場や、活気ある交流の機会が数多くあり、これらは社会の発展に欠かせない重要な役割を果たしています。しかし、そうした眩しさの陰で生きづらさを抱える人々は、その活気がかえってプレッシャーとなり、必要な支援の手が届きにくいという現実があります。一人ひとりが自分のペースで歩みを進められる準備期間を共に創り出し、社会参加へのきっかけをつくっていくことこそが、本人やご家族の安心となるだけでなく、巡り巡って地域や社会全体の温かな循環を生み出す確かな力になると確信しています。

私たちは、これまで無理に人を伸ばそうとしたり、型にはめた就労を急がせたりするのではなく、まず絡まった糸のほつれを一本ずつ丁寧にほどこき直すような関わりを大切にしてきました。

ひきこもり状態の者を抱える家庭に対しては、保護者への相談支援を通じて、子の心情や生きづらさへの理解を深め、親子の対話を取り戻すことから支援をスタートしています。親の理解が変わることで関係が修復され、本人にも安心が伝わり、やがて本人も自分の意志で一步を踏み出す姿を私たちは何度も目にしてきました。

働くことに不安を抱く方々に対しては、その人の持ち味やペースに合った仕事内容・職場環境を見つけ出すなど丁寧な自己理解のプロセスを共に歩み、本来持っている能力を安心して発揮できるよう伴走してきました。これまで培ってきたひきこもり支援や無業者支援の実践とノウハウを絶やすことなく継承し、さらに発展させていくことは、今後の地域社会にとって重要であると考えます。今後の活動において専門職を継続的に雇用し、支援の質を維持・向上させるとともに、社会的な信用を獲得して行政や関係機関との連携を深めていくため、法人化が必要であるとの結論に至りました。

私たちが目指すのは、どのような状況にある人であっても、地域や社会の中で自分らしい「出番」と「役割」を持てる社会の実現です。相談支援や就労支援はあくまでも手段であり、本質的な目的は「自分も誰かの役に立っている」という実感（役割）と、自分らしく居られる場所（出番）を得ることです。

一人の人生を「一本の糸」とするならば、生きづらさによってよれた糸をほどこき直し、人や仕事、地域といった他の糸とゆるやかに結び直していくこと。色や太さが異なる多様な糸、

少しよれた糸や短い糸であっても、どれ一つ排除されることなく重なり合うことで、一枚の丈夫で深みのある布が織り上がります。そこでは「支援する側・される側」という境界線もゆるやかに溶け合い、誰もが得意なことを出し合い、困ったときは助け合うことができます。

このように多様な糸が幾重にも織り重なることで、あらゆる人を包括した「温かくしなやかな地域コミュニティ」が形成されていきます。ひきこもっていても、無職であっても、誰もがそれぞれのペースで小さな役割と出会い、自分の居場所（出番）を見出していける。そんな一人ひとりの出番と役割が編み込まれた豊かな地域社会を形づくるために、ここに「特定非営利活動法人ひといとむすび」を設立いたします。

2. 申請に至るまでの経過

特定非営利活動法人コムサロン21において、平成19年より就労支援事業を開始して以降、地域における相談・伴走型支援のニーズに応じて各種事業の受託および展開を行ってきました。具体的には、ひめじ若者サポートステーションの運営をはじめ、ひきこもり相談支援センター播磨ランチ事業、各自治体からの就労準備支援事業など、若者や就労困難者、ひきこもり状態にある方々とそのご家族を包括的に支える事業を広範囲で実施し、地域における支援拠点としての役割を果たしてきました。これらの事業規模の拡大と専門性の高まりに伴い、事業の持続可能性と専門的な支援体制を一段と強固なものとし、発展的に推進していくため、コムサロン21における当該事業領域を独立・承継する新法人を設立する運びとなりました。

令和8年8月28日 設立準備会を発足

令和8年9月27日 設立総会を開催し、設立に関する事項を可決

令和8年9月27日

特定非営利活動法人ひといとむすび

設立代表者 谷口 慎一郎

2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人ひといとむすび

1. 基本方針

2026 年度は、法人設立に伴う組織基盤の確立、管理運営体制の整備、及び次年度事業本格実施に向けた関係機関とのネットワーク構築・準備期間と位置づける。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) ひきこ もり状態に ある者およ びその家族 等に対する 相談支援事 業	次年度の本格実施に向 けた相談体制の整備、 相談マニュアルの策 定、関係機関との情報 交換	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月 (随時)	主たる事 務所	関 係 機 関、スタ ッフ	0
(2) 若者そ の他の生き づらさを抱 える者に対 する就労支 援、職業準 備支援及び 社会参加支 援事業	就労支援プログラムの 構築、協力企業の開拓 及び準備	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月 (随時)	姫路市内	協力企業	0
(3) ひきこ もり状態に ある者を支 援する者を 養成する研 修・助言等 のスキルア ップ事業	次年度に向けた支援者 向け研修プログラムの 企画・検討	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月	主たる事 務所	支援関係 者	0
(4) ひきこ もり状態の 者が自立す るまでの伴 走支援事業	行政、学校、地域支援 機関等への設立の挨拶 および支援連携体制の 準備構築	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月 (随時)	姫路市及 び周辺地 域	支援関係 機関	0

(5) 関係機関との連携および協働による支援体制の構築事業	次年度に向けた広報媒体（ホームページ等）の開設準備および周知広報の企画	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月	主たる事務所	一般市民	0
(6) 生きづらさを抱える者の支援に関する調査研究および啓発事業	次年度にむけた調査テーマの検討	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月	主たる事務所	支援関係者、支援機関	0
(7) 法に基づく指定障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業実施に向けた調査	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月	主たる事務所	一般市民	0
(8) 法に基づく地域生活支援事業	地域生活支援事業実施に向けた調査	2026 年 11 月 ～ 2027 年 3 月	主たる事務所	一般市民	0
(9) その他 当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第 5 条第 1 号～第 8 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局スタッフ

谷口 慎一郎、都出 恵、宮浦 義樹、小久保 理恵、向井 宏、籠谷 香織
田畑 裕子、田尻 悠梨亜

2027 年度事業計画書

特定非営利活動法人ひといとむすび

1. 基本方針

2027 年度は、行政委託事業等の受託・実施を主軸とし、ひきこもり状態にある当事者やそのご家族、就労に不安を抱える若者に対し、相談支援・就労準備・社会参加支援を本格的に展開する。関係機関との連携を強化し、誰もが自分らしい出番と役割を持てる支援体制を構築する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) ひきこ もり状態に ある者およ びその家族 等に対する 相談支援事 業	兵庫ひきこもり相談支 援センター播磨ブラン チ事業	通年	姫路市及 び播磨圏 域	ひきこも り当事者 やその家 族等	5,800
	姫路市ひきこもり支援 推進事業	通年	姫路市及 び播磨圏 域	ひきこも り当事者 やその家 族	8,510
	小野市ひきこもり支援 業務	通年	小野市	ひきこも り当事者 やその家 族	392
	明石市ひきこもり支援 業務	通年	明石市	ひきこも り当事者 やその家 族	5,230

(2) 若者その他の生きづらさを抱える者に対する就労支援、職業準備支援及び社会参加支援事業	地域若者サポートステーション事業	通年	西播磨・中播磨圏域	働くことに困難を抱える15～49歳の無業者等	31,383
	地域連携コーディネーター事業	通年	西播磨・中播磨圏域	働くことに困難を抱える15～49歳の無業者等	4,990
	姫路市ジョブトレーニング事業	通年	西播磨・中播磨圏域	働くことに困難を抱える15～49歳の無業者等	7,205
	姫路市生活困窮者就労準備支援事業	通年	姫路市内	就労に不安を抱える生活困窮者等	3,000
	姫路市被保護者就労準備支援事業	通年	姫路市内	就労に不安を抱える生活困窮者等	4,460
	赤穂市生活困窮者就労準備支援事業	通年	赤穂市内	就労に不安を抱える生活困窮者等	2,295
(3) ひきこもり状態にある者を支援する者を養成する研修・助言等のスキルアップ事業	支援者向け研修プログラムの企画・検討	通年	主たる事務所	支援関係者	0

(4) ひきこもり状態の者が自立するまでの伴走支援事業	市町ひきこもり後方支援強化事業	通年	播磨圏域内各市町及びオンライン	一般市民、支援関係機関	1,070
(5) 関係機関との連携および協働による支援体制の構築事業	行政、学校、地域支援機関等への設立の挨拶および支援連携体制の構築	通年	姫路市及び周辺地域	支援関係機関	0
(6) 生きづらさを抱える者の支援に関する調査研究および啓発事業	広報媒体（ホームページ等）の開設および周知広報の企画	通年	主たる事務所	一般市民	0
(7) 法に基づく指定障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業実施に向けた調査	通年	主たる事務所	一般市民	0
(8) 法に基づく地域生活支援事業	地域生活支援事業実施に向けた調査	通年	主たる事務所	一般市民	0
(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第8号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年4回（定期開催および必要に応じて開催）

(2) 事務局体制

事務局スタッフ

谷口 慎一郎、都出 恵、宮浦 義樹、小久保 理恵、向井 宏、籠谷 香織

田畑 裕子、田尻 悠梨亜

2026年度活動予算書
(設立の日から2027年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	100,000		
.....受取会費	0		
受取会費計		200,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
	0		
	0		
受取寄付金計		100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
.....	0		
受取助成金計		0	
4. 事業収益			
	0		
	0		
	0		
事業収益計		0	
5. その他収益			
借入金	5,000,000		
	0		
	0		
その他収益計		5,000,000	
経常収益計			5,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	100,000		
印刷費	50,000		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
.....	0		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	
経常費用計			150,000
当期正味財産増減額			5,150,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,150,000

2027年度活動予算書
(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	100,000		
.....受取会費	0		
受取会費計		200,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
.....	0		
.....	0		
受取寄付金計		100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
.....	0		
受取助成金計		0	
4. 事業収益			
(1) 兵庫ひきこもり相談支援センター事業	5,800,000		
(2) 姫路市ひきこもり支援推進事業	8,510,000		
(3) 小野市ひきこもり支援業務	392,000		
(4) 明石市ひきこもり支援業務	5,230,000		
(5) 地域若者サポートステーション事業	31,383,000		
(6) 地域連携支援コーディネーター事業	4,990,000		
(7) 姫路市ジョブトレーニング事業	7,205,000		
(8) 姫路市生活困窮者就労準備支援事業	3,000,000		
(9) 姫路市被保護者就労準備支援事業	4,460,000		
(10) 赤穂市生活困窮者就労準備支援事業	2,295,000		
(11) 市町ひきこもり後方支援強化事業	1,070,000		
事業収益計		74,335,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
.....	0		
その他収益計		0	
経常収益計			74,635,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	37,363,480		
賞与	3,178,424		
交通費	2,045,595		
退職手当積立金	672,444		
諸税及び負担金（法定福利費）	4,916,703		
人件費計	48,176,646		
(2) その他経費			
家賃	3,260,325		
機器等借料	1,985,732		
業務用車両	403,480		
会議室利用料	88,000		
旅費	1,411,046		
宿泊費	12,100		
消耗品費	521,564		
印刷費	666,501		
チラシ製作費	50,160		
広報費	67,100		
通信運搬費	360,800		
ホームページ等（ドメイン費）	64,457		
発送料	643,202		
講師謝金	817,593		
光熱費（サボステ以外）	188,760		
健康診断	161,896		
振込手数料	48,730		
研修参加費	11,000		
傷害保険	71,502		
図書購入費	155,321		
PCソフト等	145,567		
.....	0		
その他経費計	11,134,836		
事業費計		59,311,482	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,730,000		
給与手当	2,070,732		
.....	0		
人件費計	3,800,732		
(2) その他経費			
社労士事務所	700,000		
税理士事務所	800,000		
家賃（敷金礼金）	2,500,000		
会議費	180,000		
関係機関会費	80,000		
その他（改装費等）	2,500,000		
借入金返済	1,200,000		
その他経費計	7,960,000		
管理費計		11,760,732	
経常費用計			71,072,214
当期正味財産増減額			3,562,786
前期繰越正味財産額			5,150,000
次期繰越正味財産額			8,712,786